



19農会第851号
平成19年10月30日

近畿農政局長 殿

農林水産技術会議事務局長

農業研究及びその成果の普及・実用化推進要領について

「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成19年10月30日付19農会第850号農林水産事務次官依命通知）に基づき、行政ニーズ等を踏まえた今後の農業研究及びその研究成果の普及・実用化の推進における行政部局との連携その他の必要な事項について、関係各局等と協議の上、別紙のとおり定めたので、御了知の上、特段の御配慮をお願いする。

なお、管内都府県には、貴職から通知されたい。

農業研究及びその成果の普及・実用化推進要領

第1 研究に関する情報の収集及び研究の企画・立案

1 地域における研究開発に係る技術的課題等の収集

「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成19年10月30日付19農会第850号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の2に定める地方農政局等（沖縄については沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）による報告については、毎年11月末日までに行うものとする。

2 関係各局等による技術的課題の提案

要綱第2の3に定める関係各局等（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）による技術会議事務局（以下「事務局」という。）への技術的課題の提案は、毎年1月20日までに行うものとし、研究開発企画官及び事務局の関係課室長は、関係各局等に対し、この技術的課題の検討に必要な支援等を行うものとする。

第2 研究成果の普及・実用化

1 「農業新技術200X」の選定及び普及の促進

(1) 対象となる研究成果

要綱第3の2に定める「農業新技術200X」の候補として選定の対象となる研究成果は、農業試験研究独法（農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第13条第5号イからニまでに掲げる独立行政法人をいう。以下同じ。）、公設試（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）であって試験研究に関する業務を行うものをいう。以下同じ。）、民間企業、大学等による農業技術に関する研究成果のうち、実用化しているものの、十分に普及するに至っていないものとする。

また、「農業新技術200X」の候補として選定の対象となるのは、原則として、候補の選定が行われる年度の前年度の研究成果とする。ただし、前々年度以前の成果のうち改良や再評価等により新技術として現場への普及に供し得るようになったもの、又は候補の選定が行われる年度の研究成果のうち、普及に供し得るようになることが、候補選定の時点において確実なものについては、選定の対象とができるものとする。

(2) 候補の選定等

イ 研究成果の収集

事務局は、地方農政局等、農業試験研究独法及び委託プロジェクト研究又は農林水産省所管の競争的資金により研究課題を実施した試験研究機関から、毎年11月末日までに、(1)により対象となる研究成果を収集するものとする。また、事務局は、関係各局等の協力を得て、事務局及び関係各局等が業務遂行の過程で把握した研究成果についても収集するものとする。

ロ 地域からの報告

要綱第3の3に定める地方農政局等からの報告は、毎年11月末日までに行うものとする。

ハ 候補の選定

事務局は、毎年1月末日までに、関係各局等と協議の上で、普及指導センター等地域指導機関や農業の担い手のニーズや評価を踏まえつつ、イにより収集した研究

成果のうち、早急に現場への普及を推進する重要なものを選定し、「農業新技術200X」の候補とする。

ニ 決定及び公表

ハにより選定した研究成果については、毎年2月に、「農業新技術200X」として決定し、その旨を速やかに公表する。また、事務局は、当該決定があったことを、当該研究成果の開発を行った機関（以下「開発担当機関」という。）に通知するものとする。

(3) 普及の促進

事務局及び関係各局等は、「農業新技術200X」に関する情報発信を行うほか、次に掲げる取組により、その普及の促進を図るものとする。

イ 「農業技術の基本指針」への記述

「農業技術の基本指針」を作成する場合は、「農業新技術200X」について記述するものとする。

ロ 「協同農業普及事業の実施についての考え方－ガイドライン－」への記述

都道府県において、地域条件に応じ、「農業新技術200X」が普及指導計画に反映されること等を通じ、その普及の促進が図られるよう、「協同農業普及事業の実施についての考え方－ガイドライン－」（平成16年12月27日付け16経営第5329号農林水産省経営局長通知）において、「農業新技術200X」について記述するものとする。

ハ 補助事業等の活用

事務局及び関係各局等は、「農業新技術200X」の現場への普及を加速するため、技術の導入、実証展示等に際して各種補助事業等の活用を促進するものとする。

ニ 開発担当機関による技術的サポートの実施

事務局は、開発担当機関に対し、新技術の利用者又は普及指導センター等の地域指導機関からの技術的問合せを受けた場合には適切に対応するよう求めるものとする。また、事務局は、開発担当機関が農業試験研究独法の場合には、当該農業試験研究独法に対し、地域の関係機関とも連携を図りながら、担い手等への直接指導等を実施するよう求めるものとする。

(4) 取組の評価

イ 目標の設定

事務局は、関係各局等と協議の上、(2)のニにより決定した研究成果ごとに、定量的指標を用いることを基本として、普及に係る目標を設定するものとする。

ロ 取組の実施状況の把握

イ) 事務局は、関係各局等の協力を得て、毎年度、「農業新技術200X」の導入、実証展示等に際して活用した補助事業等の前年度における実施状況を把握するものとする。

ロ) 事務局は、農業試験研究独法に対し、「農業新技術200X」に係る技術的サポートその他の取組の前年度における実施状況について、毎年6月末日までに報告するよう求めるものとする。

ハ 取組の評価

「農業新技術200X」の普及に向けた取組の評価を適切に行うとともに、当該評価結果を今後の取組に反映させるため、事務局は、関係各局等と協議の上、毎年度、イにより事前に設定した目標及びロにより把握した実施状況等を踏まえ、取組の有効性等の観点から評価を行うものとする。

2 「地域マッチングフォーラム」の開催

要綱第3の5に定める「地域マッチングフォーラム」の開催に当たり、事務局は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の地域農業研究センター（以下「地域農研センター」という。）、又は必要に応じ、地方農政局等若しくは都道府県と共同して、行政ニーズや現場ニーズに基づくテーマの設定その他のフォーラムの開催に必要な事務を行うものとする。

3 農業の担い手等への研究成果に係る情報の提供

事務局は、関係各局等と連携し、農業者等の理解の醸成に資するよう、パンフレット、ホームページ、担い手等向けの農業技術に関するメールマガジン等を活用して、研究成果に関する情報提供を積極的に行うものとする。その際、事務局は、「ワンストップ支援窓口」（担い手アクションサポート事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7886号農林水産事務次官依命通知）第3の3の（1）の①に基づき設置されるものをいう。）を通じた情報提供等を行うとともに、普及指導員が普及指導活動を効果的かつ効率的に実施できるよう、都道府県に対し、普及情報ネットワーク（EK-SYSTEM）等を活用し、研究成果に関する情報の提供を行うものとする。

第3 地域研究・普及連絡会議

1 連絡会議の地域区分

要綱第4の1に定める地域研究・普及連絡会議（以下「連絡会議」という。）の地域区分は、別表のとおりとする。

2 連絡会議の議題

連絡会議においては、次に掲げる事項を議題とするものとする。

- (1) 委託プロジェクト研究又は競争的資金により対応すべきものとして提案する技術的課題に関する事項
- (2) 「農業新技術200X」の候補の選定に資するものとして提案する研究成果に関する事項
- (3) その他地域における試験研究及びその成果の普及・実用化に関する事項

3 連絡会議の構成者

連絡会議は、次に掲げる者により構成する。ただし、地方農政局長（沖縄においては、沖縄総合事務局農林水産部長をいう。）は、必要と認める者を連絡会議に参加させることができるものとする。

- ア 地方農政局長又はその指名する者
- イ 地域農研センターの長又はその指名する者
- ウ 各都府県の農政、普及及び農業研究担当部局の長又はその指名する者
- エ 各都府県の公設試の長又はその指名する者

別表 連絡会議の開催地域区分

地方農政局等	地域農研センター	対象都府県
東北農政局	東北農業研究センター	青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
関東農政局	中央農業総合研究センター	茨城、栃木、群馬、埼玉 東京、千葉、神奈川、長野、山梨、静岡
北陸農政局	中央農業総合研究センター	新潟、富山、石川、福井
東海農政局	中央農業総合研究センター	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	近畿中国四国農業研究センター	滋賀、京都、大阪、兵庫 奈良、和歌山
中国四国農政局	近畿中国四国農業研究センター	鳥取、島根、岡山、広島 山口、徳島、香川、愛媛 高知
九州農政局 沖縄総合事務局 (注)	九州沖縄農業研究センター	福岡、佐賀、長崎、熊本 大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(注) 沖縄総合事務局の協力を得て、九州農政局が庶務を担当する。